

# 令和2年度単位価格表示実施状況調査結果

岩手県立県民生活センター R3.3

## I 調査概要

### 1 調査の目的

消費者の自主的かつ合理的な商品の選択に資するため、「単位価格表示の基準」（平成18年1月17日岩手県告示第59号）で定めた単位価格表示の対象店舗に対し、告示による単位価格表示の実施状況を調査し、結果を公表することにより、単位価格表示の普及推進を図ることを目的とする。

### 2 調査の対象

単位価格表示の対象品目の全部又は一部を販売する次に掲げる店舗（調査日現在：481店舗）

#### (1) 一般小売店

売場面積が300㎡以上の店舗

#### (2) ショッピングセンターなど、同一の建物内に複数の店舗が入居している場合

入居店舗の合計売場面積が300㎡以上となる場合は入居している全ての店舗（ただし、調査対象品目の扱っていない店舗は除く。）

#### (3) 農業協同組合が出資している会社の小売店（Aコープ店等）

売場面積が100㎡以上の店舗

#### (4) 消費生活協同組合の店舗

売場面積が100㎡以上の店舗

### 3 調査期間

令和2年11月17日（火）から令和2年12月4日（金）までの間

## II 調査結果概要

### 1 調査回答率

78.2%（調査対象481店舗中、回答376店舗）

令和元年度

80.3%（調査対象458店舗中、回答368店舗）

### 2 集計結果の概要

回答のあった店舗中、対象品目の中でいずれか1品目でも単位価格表示を実施している店舗の割合（取組店舗割合）は、令和元年度の57.3%から2.0ポイント下がり、55.3%となった。

品目別の実施状況をみると、2品目で実施率が上昇（平均2.2ポイント増）、35品目で実施率が低下（平均12.1ポイント減）した。

また、生鮮食品では、まぐろが64.8%、精肉が64.1%、さけが60.1%と品目別実施率が高い一方で、1個当たりで販売する機会が多い、ばれいしょは23.6%、たまねぎは25.1%など、品目別実施率が低い傾向となった。

- (1) 取組店舗割合（対象品目 37 品目中、いずれかの品目で単位価格表示を実施している店舗）  
55.3%〔表示実施店舗 208／（調査回答店舗 376－対象品目を扱っていない店舗 0）×100〕

令和元年度

57.3%〔表示実施店舗 211／（調査回答店舗 368－対象品目を扱っていない店舗 0）×100〕

- (2) 単位価格表示実施率の高い品目（トップ 5）

令和 2 年度	令和元年度
① まぐろ (64.8%)	① まぐろ (91.4%)
② 精肉 (64.1%)	② さけ (87.0%)
③ さけ (60.1%)	③ 精肉 (67.0%)
④ ハム (57.1%)	④ ハム (56.6%)
④ ベーコン (57.1%)	⑤ ベーコン (53.3%)

- (3) 単位価格表示実施率の低い品目（ワースト 5）

令和 2 年度	令和元年度
① 粉ミルク (19.4%)	① 牛乳 (31.8%)
② ばれいしょ (23.6%)	② 合成洗剤（洗濯用）(33.2%)
③ 練り歯みがき (23.9%)	③ ヨーグルト (33.4%)
④ シャンプー (24.1%)	④ 紅茶 (33.8%)
⑤ テッシュペーパー (24.2%)	⑤ テッシュペーパー (33.9%)

- (4) 単位価格表示実施率（品目別）の前年度比較

令和元年度に比べ表示実施率が上昇した品目 37 品目中 2 品目 (5.4%)

〔ベーコン、ハム〕

令和元年度に比べ表示実施率が低下した品目 37 品目中 35 品目 (94.6%)

〔粉ミルク、ばれいしょ、練り歯みがき、シャンプー、テッシュペーパーなど〕

## 単位価格表示とは？

単位価格表示（ユニット・プライシング）とは、岩手県消費生活条例第 16 条第 1 項の規定に基づき定められたもので、商品の販売価格の表示のほかに「100 g 当たり〇〇円」「10ml 当たり〇〇円」というように、計量単位当たりの価格を併せて表示することにより、消費者が商品を購入する際の価格の比較を容易にし、商品選択の利便を図るための表示です。

### Ⅲ 調査結果詳細

〔品目別単位価格表示の実施状況〕

No.	品 目	基準 単位量	商品取扱	実施して	一部実施し	実施して	品目別 実施率	順位	実施・一部実施店舗数			
			店舗数	いる店舗	ている店舗	いない店舗			(B+C)/A	0	100	200
			A	B	C	D						
1	合成洗剤(台所用)	10mℓ	371	28	64	279	24.8%		28	64		
2	合成洗剤(洗濯用)	100g	370	29	62	279	24.6%		29	62		
3	練り歯みがき	10g	364	28	59	277	23.9%	△3	28	59		
4	シャンプー	10mℓ	365	26	62	277	24.1%	△4	26	62		
5	トイレットペーパー	10m	370	49	41	280	24.3%		49	41		
6	ティッシュペーパー	10枚	372	48	42	282	24.2%	△5	48	42		
7	ベーコン	100g	312	103	75	134	57.1%	④	103	75		
8	ハム	100g	312	102	76	134	57.1%	④	102	76		
9	ソーセージ	100g	311	33	84	194	37.6%		33	84		
10	粉ミルク	100g	283	16	39	228	19.4%	△1	16	39		
11	チーズ	100g	311	21	62	228	26.7%		21	62		
12	乾麺	100g	352	45	44	263	25.3%		45	44		
13	スパゲッティ	100g	343	64	25	254	25.9%		64	25		
14	ソース	100mℓ	343	45	44	254	25.9%		45	44		
15	ケチャップ	100g	344	47	45	252	26.7%		47	45		
16	マヨネーズ	100g	344	45	43	256	25.6%		45	43		
17	食酢	100mℓ	345	65	28	252	27.0%		65	28		
18	化学調味料	10g	343	45	44	254	25.9%		45	44		
19	即席カレー	10g	348	62	26	260	25.3%		62	26		
20	インスタントコーヒー	10g	350	46	44	260	25.7%		46	44		
21	紅茶	10g	346	41	47	258	25.4%		41	47		
22	果実飲料	100mℓ	364	64	26	274	24.7%		64	26		
23	炭酸飲料	100mℓ	365	51	40	274	24.9%		51	40		
24	食用油	100g	346	51	39	256	26.0%		51	39		
25	砂糖	100g	347	66	26	255	26.5%		66	26		
26	ジャム	100g	314	41	42	231	26.4%		41	42		
27	しょうゆ	100mℓ	344	68	21	255	25.9%		68	21		
28	みそ	100g	343	47	44	252	26.5%		47	44		
29	牛乳	100mℓ	313	22	58	233	25.6%		22	58		
30	ヨーグルト	100g	311	22	61	228	26.7%		22	61		
31	かぼちゃ	100g	275	47	92	136	50.5%		47	92		
32	ぼれいしょ	100g	318	22	53	243	23.6%	△2	22	53		
33	たまねぎ	100g	283	18	53	212	25.1%		18	53		
34	精肉	100g	276	155	22	99	64.1%	②	155	22		
35	まぐろ	100g	176	94	20	62	64.8%	①	94	20		
36	さけ	100g	178	65	42	71	60.1%	③	65	42		
37	小麦粉	100g	316	44	46	226	28.5%		44	46		
(37品目全体)			(376)	(208)	(168)	(55.3%)						

□実施店舗 □一部実施店舗

### Ⅲ 調査結果詳細（続き）

〔品目別単位価格表示実施率の前年度比較〕

No.	品 目	基準 単位量	品目別表示実施率				前年度 比較 (B-A)
			R1年度(B)	順位	R2年度(B)	順位	
1	合成洗剤(台所用)	10mℓ	34.5%		24.8%		-9.7ポイント
2	合成洗剤(洗濯用)	100g	<b>33.2%</b>	<b>△2</b>	24.6%		-8.6ポイント
3	練り歯みがき	10g	34.1%		<b>23.9%</b>	<b>△3</b>	-10.2ポイント
4	シャンプー	10mℓ	38.1%		<b>24.1%</b>	<b>△4</b>	-14.0ポイント
5	トイレットペーパー	10m	37.3%		24.3%		-13.0ポイント
6	ティッシュペーパー	10枚	<b>33.9%</b>	<b>△5</b>	<b>24.2%</b>	<b>△5</b>	-9.7ポイント
7	ベーコン	100g	<b>53.3%</b>	<b>⑤</b>	<b>57.1%</b>	<b>④</b>	3.8ポイント
8	ハム	100g	<b>56.6%</b>	<b>④</b>	<b>57.1%</b>	<b>④</b>	0.5ポイント
9	ソーセージ	100g	50.5%		37.6%		-12.9ポイント
10	粉ミルク	100g	34.1%		<b>19.4%</b>	<b>△1</b>	-14.7ポイント
11	チーズ	100g	37.3%		26.7%		-10.6ポイント
12	乾麺	100g	35.6%		25.3%		-10.3ポイント
13	スパゲッティ	100g	37.6%		25.9%		-11.7ポイント
14	ソース	100mℓ	38.2%		25.9%		-12.3ポイント
15	ケチャップ	100g	38.1%		26.7%		-11.4ポイント
16	マヨネーズ	100g	41.1%		25.6%		-15.5ポイント
17	食酢	100mℓ	41.6%		27.0%		-14.6ポイント
18	化学調味料	10g	40.5%		25.9%		-14.6ポイント
19	即席カレー	10g	39.0%		25.3%		-13.7ポイント
20	インスタントコーヒー	10g	39.0%		25.7%		-13.3ポイント
21	紅茶	10g	<b>33.8%</b>	<b>△4</b>	25.4%		-8.4ポイント
22	果実飲料	100mℓ	37.3%		24.7%		-12.6ポイント
23	炭酸飲料	100mℓ	37.8%		24.9%		-12.9ポイント
24	食用油	100g	40.6%		26.0%		-14.6ポイント
25	砂糖	100g	36.8%		26.5%		-10.3ポイント
26	ジャム	100g	37.0%		26.4%		-10.6ポイント
27	しょうゆ	100mℓ	37.0%		25.9%		-11.1ポイント
28	みそ	100g	37.3%		26.5%		-10.8ポイント
29	牛乳	100mℓ	<b>31.8%</b>	<b>△1</b>	25.6%		-6.2ポイント
30	ヨーグルト	100g	<b>33.4%</b>	<b>△3</b>	26.7%		-6.7ポイント
31	かぼちゃ	100g	51.1%		50.5%		-0.6ポイント
32	ばれいしょ	100g	35.0%		<b>23.6%</b>	<b>△2</b>	-11.4ポイント
33	たまねぎ	100g	42.5%		25.1%		-17.4ポイント
34	精肉	100g	<b>67.0%</b>	<b>③</b>	<b>64.1%</b>	<b>②</b>	-2.9ポイント
35	まぐろ	100g	<b>91.4%</b>	<b>①</b>	<b>64.8%</b>	<b>①</b>	-26.6ポイント
36	さけ	100g	<b>87.0%</b>	<b>②</b>	<b>60.1%</b>	<b>③</b>	-26.9ポイント
37	小麦粉	100g	41.5%		28.5%		-13.0ポイント

## ○単位価格表示の基準

平成 18 年 1 月 17 日告示第 59 号

岩手県消費生活条例（平成 17 年岩手県条例第 34 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、単位価格表示の基準を次のように定め、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。なお、単位価格表示の基準（昭和 51 年岩手県告示第 1230 号）は、平成 18 年 3 月 31 日限り、廃止する。

### 単位価格表示の基準

（適用範囲）

第 1 この基準は、次に掲げる事業者であつて、第 2 第 1 号に規定する対象品目の全部又は一部を販売するもの（以下「対象事業者」という。）に適用する。

- (1) 売場面積が 300 平方メートル以上の店舗により小売業を営む者
- (2) 同一の建物内で営業する特定の小売業を営む者（以下「キーテナント」という。）及びこの者と出店契約を結んで小売業を営む者（以下「出店契約者」という。）の当該建物内における売場面積の合計が 300 平方メートル以上の場合における当該キーテナント及び出店契約者
- (3) 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき設立された農業協同組合が出資している小売業を営む者のうち、売場面積が 100 平方メートル以上の店舗により供給事業を行うもの
- (4) 消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に基づき設立された消費生活協同組合のうち、売場面積が 100 平方メートル以上の店舗により供給事業を行うもの

（単位価格表示）

第 2 対象事業者は、第 1 各号に規定する店舗においては、その供給する商品に次に定めるところによる表示（以下「単位価格表示」という。）を行うよう努めなければならない。

- (1) 対象品目  
対象品目は、別表に掲げるとおりとする。
- (2) 表示事項
  - ア 面前計量の方法により商品を販売する場合の表示事項は、商品名及び基準単位量（対象品目ごとに別表に定める基準単位量をいう。）当たりの価格（以下「単位価格」という。）とする。
  - イ 面前計量以外の方法により商品を販売する場合の表示事項は、商品名、内容量、販売価格及び単位価格とする。
  - ウ 単位価格は、有効数字 3 けた（4 けた目を四捨五入）で表示するものとする。
- (3) 表示方法  
表示方法は、次に掲げるいずれか 1 の方法又は 2 以上を組み合わせた方法とする。
  - ア 商品ごとに直接ラベルをはり付けて表示し、又は印刷して表示する方法
  - イ 商品の陳列棚等にラベルをはり付けて表示し、又は差し込んで表示する方法
  - ウ 商品の近くに下札又は置札きげふだで表示する方法
  - エ 商品の近くに一覧表で表示する方法

別表（第2関係）

単位価格表示の対象品目及び基準単位量

品 目	基準単位量	品 目	基準単位量
(日用品)		インスタントコーヒー	10 g
合成洗剤（台所用）	10 ml	紅茶	10 g
"    （洗たく用）	100 g	果実飲料	100 ml
練り歯みがき	10 g	炭酸飲料	100 ml
シャンプー	10 ml	食用油	100 g
トイレットペーパー	10 m	砂糖	100 g
ティッシュペーパー	10枚（2枚重ねのもの	ジャム	100 g
(6品目)	は、2枚を1組として	しょうゆ	100 ml
	10組)		
(加工食品)		みそ	100 g
ベーコン	100 g	牛乳	100 ml
ハム	100 g	ヨーグルト	100 g
ソーセージ	100 g	(24品目)	
粉ミルク	100 g	(生鮮食品)	
チーズ	100 g	かぼちゃ	100 g
乾麺	100 g	ばれいしょ	100 g
スパゲッティ	100 g	たまねぎ	100 g
ソース	100 ml	精肉	100 g
ケチャップ	100 g	まぐろ	100 g
マヨネーズ	100 g	さけ	100 g
食酢	100 ml	(6品目)	
化学調味料	10 g	(その他)	
即席カレー	10 g	小麦粉	100 g
		(1品目)	
		合計 37 品目	

○単位価格表示4つのメリット

**単価の重要性を再発見する**

ユニット・プライシングは単価の重要性を再認識させ、そして品質と価格の関係をじっくり考えるきっかけを提供します。

**まやかし値上げを見破る**

販売価格はそのままで量目だけを減らして実質的に値上げする。ユニット・プライシングはこれを見破ります。

**過大包装を追放する**

過大包装容器は当然単価をつりあげたりします。また宣伝のいきすぎも割高なものにします。

**消費者の選択を助ける**

「どれを買おうかな？」銘柄・サイズ・品質…多種多様でつい迷ってしまいます。こんなとき、自由に正しい価格で買物ができるようユニット・プライシングは消費者の選択を助けます。